

回答自治体名： 東京都江東区

担当課室： 清掃リサイクル課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

平成23年6月及び9月に東京二十三区清掃一部事務組合が実施した江戸川清掃工場における放射能測定の結果、飛灰について8,000Bq/kgを超える放射能が検出されたため、国が示した基準に基づき、同年7月から本区地先の最終処分場において、980tの飛灰処理汚泥が一時保管されています。

この飛灰処理汚泥は、平成24年3月に環境大臣により指定廃棄物に指定されておりますが、放射性物質汚染対処特措法では、指定廃棄物は、国の責任において処理されることとなっております。

最終処分場は、将来的には埋立てが完了した時点で土地の有効活用を図る目的を持っており、都民・区民の利用に供される施設です。このため、将来都民・区民が安全に土地の有効活用ができるよう、同法に基づき、国が責任を持って対処することを強く要望いたします。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

ご協力ありがとうございました。